

第77号議案

令和3年度芦屋市一般会計補正予算（第11号）

令和3年度芦屋市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514,347千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,787,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月21日提出

芦屋市長 伊藤 舞

第 1 表 歳 入

歳 入

款	項
22 国庫支出金	
	02 国庫補助金
歳 入 合 計	

歳 出

款	項
03 民生費	
	03 児童福祉費
歳 出 合 計	

歳 出 予 算 補 正

補正前の額	補 正 額	計
6, 744, 030 ^{千円}	514, 347 ^{千円}	7, 258, 377 ^{千円}
2, 331, 175	514, 347	2, 845, 522
45, 273, 537	514, 347	45, 787, 884

補正前の額	補 正 額	計
16, 653, 760 ^{千円}	514, 347 ^{千円}	17, 168, 107 ^{千円}
7, 441, 726	514, 347	7, 956, 073
45, 273, 537	514, 347	45, 787, 884

歳入歳出補正予算

1 総括表 歳入

款	補正前の額
22 国庫支出金	6,744,030 千円
歳入合計	45,273,537

歳出

款	補正前の額	補正額
03 民生費	16,653,760 千円	514,347 千円
歳出合計	45,273,537	514,347

事項別明細書

補正額	計
514,347 千円	7,258,377 千円
514,347	45,787,884

計	補正額の財源内訳			一般財源
	特定財源 国庫支出金	地方債	その他	
17,168,107 千円	514,347 千円	千円	千円	千円
45,787,884	514,347			

2 歳 入

(款) 22 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節
				区 分
03 民生費補助金	1,304,205	514,347	1,818,552	03 児童福祉費補助金
計	2,331,175	514,347	2,845,522	

金額 千円	説明
514,347	<input type="checkbox"/> 子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金追加 513,550 <input type="checkbox"/> 子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金追加 797

3 歳 出

(款) 03 民生費

(項) 03 児童福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	財源内訳 千円	節
					区 分
01 児童福祉総務費	1,255,834	514,347	1,770,181	国庫補助金 514,347	10 需用費 11 役務費 12 委託料 18 負担金, 補助 及び交付金
計	7,441,726	514,347	7,956,073	514,347	

節			説明
金額 千円	細 節	金額 千円	
147	01 消耗品費	50	<input type="checkbox"/> 子育て世帯臨時特別給付金支給事業に要する 経費追加 514,347 <input type="checkbox"/> 子育て世帯臨時特別給付金支給事業費追加 513,550 <input type="checkbox"/> 子育て世帯臨時特別給付金支給事務費追加 797
	03 印刷製本費	97	
563	02 郵便料	563	
87	03 業務委託料	87	
513,550	04 補助交付金	513,550	

令和3年度一般会計補正予算（第11号）について

歳入歳出予算

当初予算額： 42,393,243千円

現計予算額： 45,273,537千円 (+ 2,880,294千円)

補正額： + 514,347千円

補正後予算額： 45,787,884千円 (+ 3,394,641千円)

※（）内は当初予算額からの増減額

(補正額の内訳)

・ 子育て世帯臨時特別給付金支給事業 + 514,347千円 (+ 0千円)

補正額： + 514,347千円 (+ 0千円)

※（）内は市負担額

歳出科目	事業概要
民生費 - 児童福祉費 - 児童福祉総務費	国の経済対策により、子育て世帯の生活を支援する取組として、児童手当（本則給付）の所得要件に該当する0歳から18歳までの児童を養育する世帯等に対し、児童1人に10万円を支給するもの（10万円のうち5万円は第9号補正で措置済み。今回、国の方針変更が明らかになったことに伴い、第11号補正により追加で5万円を措置し、10万円を一括で支給するもの）。